## 告 示

## 埼玉県告示第七百七十六号

おい 定による指定医療機関又は指定施術機関から、 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の届出 した中国残留邦人等及び 第十 十五条第一項の規 があった。 四条第四項に

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一 指定医療機関

ニック	おぎそハートクリ	名
l ト ク リ		称
開 設 名 称	名称	変更事項
おぎそ小児科医院医療法人社団正心会	おぎそ小児科医院医療法人社団正心会	変更前
医療法人社団正心会	ク おぎそハートクリニッ	変更後

## 二 指定施術機関

鈴 木		氏
仁 美 ———————————————————————————————————		名
施 術 所		変更
所 在 地	名称	事項
東京都渋谷区東一	株式会社 一隣堂	変更前
三 タサイドハイム二○ 東京都足立区竹の	塚ステーション竹ノ	変更後

緑川	氏
敬	名
施術所所在	変更事項
地ーー五ーニーニーニー	変更前
代ビルー階 ―ーーーニ四 万 ――ー ― 二四 万	変更後